

埼玉県訓令第九号

訓 令

環 境 部

環境管理事務所

埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県鳥獣保護員設置規程（昭和三十九年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県鳥獣保護管理員設置規程

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「埼玉県鳥獣保護員」を「埼玉県鳥獣保護管理員」に、「保護員」を「保護管理員」に改める。

第二条第一項中「保護員」を「保護管理員」に、「保護繁殖及び」を「保護及び管理並びに」に改め、同条第二項及び第三項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第三条中「保護員」を「保護管理員」に、「以下「課長」を「第五条において「課長」に、「以下「所長」を「第五条において「所長」に、「指揮及び監督」を「指揮監督」に改め、同条第四号中「保護思想の普及及び啓発」を「保護及び管理についての普及啓発」に改め、同条第六号中「保護繁殖及び」を「保護及び管理並びに」に、「適正」を「適正化」に改める。

第四条第一項中「保護員」を「保護管理員」に、「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に改め、同条第二項中「保護員」を「保護管理員」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第五条中「保護員」を「保護管理員」に、「指揮及び監督」を「指揮監督」に改める。

別記様式中「職務報告書

「職務報告書

を

鳥獣保護員

④」

鳥獣保護管理員

に改め、同様式の3中「鳥獣保護思想の」を「鳥獣の保護及び管

④」

備に「の」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。